

に轉用せられたものであらう。因に言ふ。天正十七年九月十八日附道下の三郎左衛門に宛てた利家の印書に、『櫛比八ヶ并輪島のつら藤』とあるのを、森田平次は加能越古文叢に、櫛比庄八箇本郷并に輪島の意に解してゐるが、天正十七年九月十八日附岡田無右衛門尉宛所、前田孫左衛門尉安繼の判書に、『櫛比荒屋組之内二俣川』とあつて、八箇本郷たるべき荒屋が、當時尙櫛比庄以外に別立して居ないから、矢張り櫛比八ヶは櫛比庄に屬する八ヶ村の意であらうと考へられる。

ホンコウイン 本光院 大聖寺藩主第四代前田利章の女孀姫、即ち高家前田伊豆守長致夫人の法號。詳しくは本光院述秘妙肅如瑞大姉。

ホンゴウウチ 本郷氏 官地論長享二年に宮樫政親の臣に、本郷修理進春親・本郷興春坊・本郷駿河などが見える。能美郡本江の人であらう。

ホンゴウガハ 本郷川 鳳至郡に在つて、水源を菅谷領山から發し、木住(今山田)で山田川に落合ふ。落合までの流程二軒七許。

ホンゴウサプロザエモン 本郷三郎左衛門鳳至郡の人。初め荒屋村に住し、長連龍及び前田利家の爲に周旋して、天正十年十月十日利家から拾五俵の地を扶持せられた。後十村役となり、元和六年五月歿。子孫亦世々原村に住し、三郎左衛門といひ、十村・山廻等を勤めた。原村はもと荒屋の内であつた。

ホンコウジ 本光寺 金澤桃島町に在つて日蓮宗に屬し、源入山と號する。承應二年小幡宮内の興力馬杉九郎兵衛の發起で、光要院日達が開山となつた。初め寺地は六斗林にあ

つたが、延寶八年泉新村を請地として之に移り。昭和の初め妙安寺(妙法寺)安立寺を併合したるものを合併して立正寺と改めた。

ホンコウジ 本光寺 金澤高道町に在つて、日蓮宗に屬し、鳳葉山と號する。京都本能寺の開基日隆は越中の人であつたが、應永廿三年郷里高岡に本光寺を創めた。その後當寺は守山・宮山・高岡に轉じ、次いで利長の金澤に移るに及んで地を泉野寺町に受け、後小立野に轉じ、慶安三年今の卯辰に拜領地を得た。

ホンコウジ 本光寺 江沼郡大聖寺なる山下にあつて、日蓮宗に屬する。寛永十九年不染院日詔之を創立したと傳へる。

ホンコウジ 本光寺 能美郡小松大字町に在つて、眞宗西派に屬する。寺記に、天台宗圓滿寺光善といふもの、文明中蓮如に歸依して名を慶恩と改め、後前田利常の時今の地に移つたとする。然れば次項の本光寺と源を同じくするものである。

ホンコウジ 本光寺 能美郡小松本折町に在つて、眞宗東派に屬する。寺記に、開基慶恩坊蓮慶文明中蓮如に歸依して能美郡八幡村に創建したが、慶長十八年今の地に轉じたとある。寺藏に文明四年極月十八日蓮如が蓮慶に宛てた消息がある。

ホンコウジ 本光寺 羽咋郡地頭町に在つて、眞宗東派に屬する。

ホンコウジ 本光寺 珠洲郡馬線に在つて、眞宗東派に屬する。貞享二年の由來書に、建立の時代は明らかでないが、開基を月浦和尙といふと記する。

ホンコウジ 本廣寺 能美郡粟津に在つて、眞宗東派に屬する。もと同郡木場に居て本廣

坊といふたが、明治十二年七月寺號の公稱を許された。

ホンコウジ 本興寺 河北郡藥師に在つて、日蓮宗に屬する。山號は一乘山。天授三年(永和三)乘運が日像の遺跡を尋うて建てた所であり、加賀に於ける同宗の本山として、京都立本寺に屬してゐた。本興寺が此くの如き地位を確保せられたのは、立本寺三代日壽の時であつたが、後永正九年五月廿六日六代日俊の加賀に下つた時、成敗の條々と觸した一書を與へ、僧衆檀方中に訴訟論争を生じた場合には、原被兩造以外の者を悉く本興寺に會し、衆議によつて決せしめ、若し兩造中に不服の者があれば、即ち京都の本寺に事情を具して、その命令を待たしめることとした。次いで元龜三年八月三日、月行軍智渡院日悟等亦追加條々を定め、本興寺その他諸寺の法度は、凡べて日壽の時に於けるが如くならしめ、且つ寺領及び寺主選定の件に就いて諭告した。

ホンコウジ 本興寺 鹿島郡小島に在つて、日蓮宗に屬し、永祿五年日應の建立であつたが、今は廢絶した。

ホンコウジ 本江寺 珠洲郡飯田郷に屬する部落。明治中に至り、鹿野と併せて野々江と稱した。

ホンコウジ アゲチマチ 本光寺上地町 金澤の舊町名。貞享二年の卯辰本光寺由緒に、前田利長の越中高岡から金澤に移つた時、當寺は泉野寺町に寺地を受けたが、その高岡より移轉することが遅れた爲上地となり、一時卯辰山の地子地に居り、後利常から之を拜領したと。本光寺上地町は即ちかの上地のある所で、越登賀三州志來因權覽附錄に載せる

享和三年の町附には、六斗林の小名にそれを記してある。

ホンコウジ マチ 本光寺町 金澤の舊町名。野町光専寺の南側なる小路をいひ、藩政中本光寺の門前地であつた。明治四年四月門前地を廢し、町名を桃島町と定めた。

ホンゴウテイ 本郷邸 江戸の加賀藩邸で、神田邸とも、上野別墅ともいふた。三輩聞書に、神田邸前面は本郷町を界ひ、後背は不忍池を界ひて數町四方と記したのは、即ちこの三名一所であることを證する。而して之を神田と稱するのは、邸内の一部湯島郷に屬し、その湯島郷は、神田より移された神田明神の鎮座する所である故であると言はれる。本郷邸は、初め大久保相模守忠隣に居る所であつたが、慶長十九年正月忠隣禪祀の後廢地となり、次いで前田利常之を得て下屋敷とした。

その賜邸の年紀は明らかでないが、越登賀三州志來因權覽は元和二三年の頃とする。併し當時は僅かに守衛の小吏を置き、その空地に茶樹を栽ゑるのみであつたが、寛永二年に至つて繞らすに木柵を以てした。翌年利常の子利次・利治・諸公女及び生母齋福院の爲に居室を設け、金澤より移つてこゝに住まはせた。又邸内に多く長屋を營み、辰口上邸附近小田原町・メッタ町に僑寓した微臣を悉く收容した。既にして徳川秀忠・家光二人臨邸の内命があつたので、新殿の興造に着手し、六年に至つて成り、將軍は四月廿六日、前將軍は同月廿九日を以て駕を枉げた。東武實録等に之を記して上野の別墅といふは、當時辰口を上屋敷とし、この邸を下屋敷としたが爲である。九年十二月廿九日辰口邸類焼した。時に

當時は僅かに守衛の小吏を置き、その空地に茶樹を栽ゑるのみであつたが、寛永二年に至つて繞らすに木柵を以てした。翌年利常の子利次・利治・諸公女及び生母齋福院の爲に居室を設け、金澤より移つてこゝに住まはせた。又邸内に多く長屋を營み、辰口上邸附近小田原町・メッタ町に僑寓した微臣を悉く收容した。既にして徳川秀忠・家光二人臨邸の内命があつたので、新殿の興造に着手し、六年に至つて成り、將軍は四月廿六日、前將軍は同月廿九日を以て駕を枉げた。東武實録等に之を記して上野の別墅といふは、當時辰口を上屋敷とし、この邸を下屋敷としたが爲である。九年十二月廿九日辰口邸類焼した。時に

當時は僅かに守衛の小吏を置き、その空地に茶樹を栽ゑるのみであつたが、寛永二年に至つて繞らすに木柵を以てした。翌年利常の子利次・利治・諸公女及び生母齋福院の爲に居室を設け、金澤より移つてこゝに住まはせた。又邸内に多く長屋を營み、辰口上邸附近小田原町・メッタ町に僑寓した微臣を悉く收容した。既にして徳川秀忠・家光二人臨邸の内命があつたので、新殿の興造に着手し、六年に至つて成り、將軍は四月廿六日、前將軍は同月廿九日を以て駕を枉げた。東武實録等に之を記して上野の別墅といふは、當時辰口を上屋敷とし、この邸を下屋敷としたが爲である。九年十二月廿九日辰口邸類焼した。時に